

一 はじめに

- ・東京高判令和4年10月31日金融・商事判例1664号28頁を素材とするもの

二 問題の所在

- ・鍵となるのは、以下のBの主張（事実8）

「役員を選任する株主総会の決議については、定款をもってしても、会社法341条の明文で定められる範囲でしか要件を加重できないはず」

- ・どういうことか？

- ・会社法314条「309条1項の規定にかかわらず……過半数（3分の1以上の割合を定款で定めた場合……）……過半数（これを上回る割合を定款で定めた場合にあっては、その割合以上）……」

→定款で定めることができるのは、議決権割合に関する事項に限定され、（309条3項のような）頭数要件を付加することができないように、形式的には解釈できる

←この点が問題

定款12条：「議決権を行使することができる株主の2分の1以上が出席し」

→取締役の選解任決議の要件として、株主の頭数要件を定款で加重することができるか？

三 裁判例および反対学説の紹介

- ・上記裁判例

- ・会社法341条は、定款で定めることができる内容を限定し、資本多数決の原則によることを徹底しているので、頭数要件を加重することはできない

※「会社法は、株主総会の決議における定足数及び決議要件について、資本多数決の観点から議決権数によることを基礎としつつも、定款によって異なる定めをすることを許容するのが原則としているが、会社ないし株主に重大な影響を及ぼす事項を決議する場合における株主総会の決議の定足数及び決議要件については、資本多数決を徹底し、定款で定めることができる内容を限定している」

- ・学説の批判

- ・会社法341条は、**役員の地位の重要性に鑑みて多数の株主の意思が反映されるように定足数について下限を設けた**もので、その趣旨からは、下限以上の議決権数要件に加えて頭数要件を定めることは、むしろ同条の趣旨に合致する

- ・**デッドロックに陥る危険性を踏まえてもなお株主が頭数要件等による少数株主保護を優先するのであれば、原則として法がそれを禁止する必要はない**

※千葉地判令和4年3月23日金商1664号35頁（上記裁判例の原審）

「会社法341条……の文言上、定足数に頭数要件を設けることが禁止されているとは解されない。また、会社法341条は、同法309条1項の特則として、役員を選解任の決議について議決権の割合による定足数を排除することを認めず、もって同決議をごく一部の株主のみで行うことを防止する趣旨に出たものと解されるところ、頭数要件をもって定足数を加重することはむしろ上記の趣旨に適うともいえる。確かに、頭数要件を設けることにより、株主間の対立等から定足数を満たすことができないといった事態が生じるおそれがあることは否定できないけれども、法がかかる事態を忌避すべきものとしているとまではいえず、他方で、頭数要件を設けることには少数株主等の意見を取入れるなど一概に不合理とはいえない面もあることからすると、上記規定の制定経緯等を踏まえても、この規定は、役員を選解任に係る株主総会の決議の定足数に関しては、議決権を行使することができる株主の議決権の割合について、定款をもってしても3分の1未満とすることができない旨を定めたものに過ぎず、頭数要件を設定することを禁止したものと解することはできない。」

四 解答への道筋

（冒頭およびAの主張）

- ・ Aが、会社法831条1項1号に基づいて、株主総会決議の決議の方法が定款に違反する、として決議取消しの訴えを提起することが考えられる。
- ・ Aは株主であり、8月20日は6月26日の本件株主総会開催日から3ヶ月以内なので要件を満たす（同条柱書き）

・ Aの主張：定款12条で定足数として頭数要件が加重されている。本件株主総会決議は、2名のみでなされているので定足数を満たさない（2／8名）

（Bの反論）

- ・ 会社法341条は、取締役の選解任についての定足数について、「議決権を行使することができる株主の議決権の過半数（3分の1以上の割合を定款で定めた場合にあっては、その割合以上）」としているので、株主の2分の1以上という頭数要件を付けることはできない。
- ・ これは、定款で定めることができる内容を限定し、資本多数決の原則によることを徹底する趣旨であると考えられる。そのため、定款12条が定める定足数の規定は、役員を選解任に関する株主総会決議には適用されないものと解される。
- ・ また、たとえAが流会宣言をしたとしても、議長は、株主総会決議において動議を諮る義務があるので、それをせずに流会宣言することはできず、株主総会はまだ継続していると考えるべきである。
- ・ そうすると、本件株主総会決議がなされた時点で、合わせて60%の議決権を保有するB及びCが賛成しているので、会社法341条の定める、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数という要件を満たすため、決議は有効に成立しており、取消事由は存在しない。

1
この辺しか
書く必要ない

(検討)

・取消しを認める立場（その1）

- ・会社法341条は、役員地位の重要性に鑑みて多数の株主の意思が反映されるように定足数について下限を設けたもので、その趣旨からは、下限以上の議決権数要件に加えて頭数要件を定めることは、むしろ同条の趣旨に合致する
- ・デッドロックに陥る危険性を踏まえてもなお株主が頭数要件等による少数株主保護を優先するのであれば、原則として法がそれを禁止する必要はない
- ・定款12条は有効であり、決議取消しの訴えは認められる

・取消しを認めない立場

- ・紛争の実質は、A派（A及びD＋F、G、H及びI）とB派（B及びC）であるところ、かりに定款12条の規定が有効であるとすると、A派が欠席戦略をとる限り、新たに取締役を選任することができなくなり、A、E及びBが権利義務者として残ることになり、いわゆるデッドロックの状態が生じる
- ・資本多数決の原則が貫かれるべきであり、定款12条は役員を選解任には適用がないと解すべきである。

・取消しを認める立場（その2）

- ・出席株主全員の同意を総会決議要件とすることも可能であると解されていることを考え合わせると、デッドロックに陥った場合には会社の解散を求める裁判（会社法833条）などで対応するしかなく、定款変更を承認した段階での株主の意思をできるだけ尊重すべきであるので、定款12条は有効であり、決議取消しの訴えは認められる。

※定款により決議要件を加重して、出席株主全員の同意を総会決議要件とするも可能だと解されている（東京高判令和3・4・22 LEX/DB 25592205：ただし、傍論で、計算書類の承認等、定時株主総会で必ず決議すべき事項については例外的に無効と解されるとする）

※上記地裁は、定足数不足のため、株主総会決議が無効になると判示しているが、これ誤りであると指摘されている（「不存在」の可能性は残るものの）

←実際の裁判では、B側が権利義務者にあたることの確認を求めたのに対して、A側が反論した：裁判所は、上記のように定款の解釈としてBの主張を認めたが、評釈においては、理論的にはAの主張を認めるべきだとする見解の方が多数であると思われる。ただし、実際に紛争においては、Aらによる株主総会決議取消しの訴えが3ヶ月以内に提訴されていなかったことから、結論としてはBらの主張が認められると評されている（もっとも、「不存在」が認められれば結論は逆となる）

五 補論

※取締役会において、自らを次期の取締役候補者とする議案を決定する場合に、当該取締役は特別利害関係人にあたるか（事実5.参照）？

・あたらない（∵代表取締役の選定の際にも、自らに一票を投じることはできると一般に解されているから）

←→株主総会においてある取締役を解職する旨の議案の場合には、当該取締役は、特別利害関係人にあたるとした裁判例があるが（東京地決平成29年9月26日金判1529号60頁）、批判も強い（紅白・192頁、田中・243頁）

★次回民訴の告知：4月21日（火） 5限〔ZOOM〕